平成 23 年度(平成 23 年 4 月 1 日~平成 24 年 3 月 31 日)

みよし市まちづくり土地利用条例の

施行状況をお知らせします

みよし市まちづくり土地利用条例第52条の規定に基づき、毎年度、この条例の施行状況を取りまとめ、みよし市まちづくり審議会の意見を添えて、公表いたします。

平成23年度の条例の施行状況及び審議会の意見は次のとおりです。

◆ 特定開発事業

平成 23 年度中に特定開発事業の開発計画書を受け付けした件数は、24 件でした。この中で、手続きを終えて開発事業に関する工事の全部が完了し、検査済証を交付した件数は 6 件でした。他の案件については、手続中又は他法令に基づく許認可等の申請中又は工事中です。

⇒詳しくは別表をご覧ください。

◆ 小規模開発事業

平成 23 年度中に小規模開発事業の届出書を受け付けした件数は 75 件で、条例の手続きは終了しました。

⇒詳しくは別表をご覧ください。

◆ その他条例に基づく市長の事務に関する事項

その他条例に基づく市長の事務に関する事項として、公的な団体が特定開発事業を実施しようとする場合における第5章及び第6章の規定の適用についての協議(条例第45条)が1件あり、適用しないこととしました。

★ みよし市まちづくり審議会の意見

平成24年4月19日(木)に開催された、みよし市まちづくり審議会での条例の施行状況についての意見は、次のとおりでした。

『本審議会としては、適正に施行されていると判断する。』

平成23年度みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況

みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況(平成23年4月1日~平成24年3月31日受付分)は、次のとおりです。

1 特定開発事業

(1) 受付件数及び処理状況等

① 構想届出書

単位:件

			1 122 - 11
	処	理 状 況	
	開発計画書の提出 がなされた件数	開発計画書の 提出がされて いない件数	取下げ
4	3	1	0

② 開発計画書

単位:件

211112	助言・勧告しない	処理 対助言・勧告する	伏 況 手続き中	取下げ	助言・勧告の 有無の通知ま での平均日数
24	21	0	3	0	44. 1

心云の謂水がなされた件数	0	0
上表の内、意見 書の提出及び公 聴会の請求がな	意見書の提出	公聴会開催請 求

③ 協議後開発計画書

単位:件

01	0.1	0	0	0	Λ	53, 52
		処 中止・変更等 の命令をする	,,,,,,	取下げ	協議後開発計	命令の有無の 通知までの平 均日数

変更開発計画書及び措置実施計画書の提出がなされた件数	変更開発計画書 の提出	措置実施計画 書の提出
C407C11 8X	1	0

④ 工事完了届

単位:件

命令をしないと した件数	検査済証の交付		状 況 取下げ		検査結果の通 知までの平均 日数
21	6	0	0	15	239. 33

上表の内、工事 の停止等の命令 がなされた件数

(2) 特定開発事業 (開発計画書の提出があった案件) の内容

単位:件

土地利用誘導区域 内容	宅地造成	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他※1	合 計
住環境保全区域A	1	2						3
住環境保全区域A・教育環境保全区域		1						1
住環境保全区域B								0
住環境保全区域B・教育環境保全区域		2						2
住環境保全区域C		2						2
住環境保全区域C・教育環境保全区域		1						1
農業保全区域					1	1	1	3
自然保全区域								0
集落居住区域		2						2
教育環境保全区域								0
防災調整区域		1						1
指定なし		1	3	1		1	3	9
合 計	1	12	3	1	1	2	4	24

※1:その他=診療所2、進入路整備2

2 小規模開発事業

(1) 受付件数及び処理状況

単位:件

		処 理 :	状 況	<u> </u>
受付件数	助言・勧告しない	Z	手続き中	取下げ
		্		
75	75	0	0	0

(2) 小規模開発事業の内容

単位:件

土地利用誘導区域 内容	戸建て住宅	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他※2	合計
住環境保全区域A	29				1		1	31
住環境保全区域A・教育環境保全区域	18				1			19
住環境保全区域B		1						1
住環境保全区域B・教育環境保全区域				1	2			3
住環境保全区域C								0
住環境保全区域C・農業保全区域						1		1
住環境保全区域C·教育環境保全区域		1						1
農業保全区域					1	1		2
農業保全区域・教育環境保全区域・防災調整区域						1		1
自然保全区域								0
集落居住区域			2	2	2		5	11
集落居住区域·教育環境保全区域	1							1
集落居住区域·防災調整区域							1	1
教育環境保全区域							1	1
防災調整区域				2				2
合 計	48	2	2	5	7	3	8	75

※2:その他=農業用倉庫、整体院、歯科医院、薬局2、資材置場、ガソリンスタンドの上屋、社会福祉施設

3 その他条例に基づく市長の事務に関する事項

(1) みよし市まちづくり土地利用条例第45条

(特定開発事業を実施しようとする場合における第5章及び第6章の規定の適用)

単位:件

1	適用しない	保安林管理用道路整備工事	愛知県住宅供給公社	
件数	処 理 状 況	特定開発事業の内容	事業者(公的な団体)	